

中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2015年12月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

子や孫への贈与制度

今年から相続税が増税されました。そこで相続税の節税対策として「生前贈与」への注目が高まっています。しかし、贈与制度は様々な制度があります。そこで今回は子や孫への贈与で利用できる贈与制度の概要を紹介します。

「暦年贈与」・・・1 暦年の贈与財産の価額のうち、基礎控除額(110万円)を超えた部分に課税。暦年贈与は親族間で贈与が行われる特定贈与と贈与者・受贈者の制限がない一般贈与に分かれます。

「相続時精算課税」・・・2500万円以内の贈与は非課税だが、将来、相続発生時に贈与価額で相続税が課税。原則として60歳以上の方が20歳以上の推定相続人に対して贈与を行いますが、住宅取得等の資金の贈与として60歳以下の人もこの制度を利用できます。ただし、一度この制度を選択した贈与者からの贈与では、「暦年贈与」は使えないので注意が必要です。

「住宅取得資金の贈与」・・・親族間での贈与で、受贈者が資金の贈与を受けて住宅取得にあてた場合、契約時期に応じた非課税限度額内まで相続税が課されません。

「教育資金一括贈与」・・・30歳未満の子・孫の教育資金にあてるために行われる贈与で、受贈者1人あたり1500万円までは非課税となります。ただし、受贈者の教育費等の支払いには使えますが、目的外使用部分には贈与税がかかります。

「結婚・子育て資金の一括贈与」・・・20歳以上50歳未満の子・孫の結婚・子育て等の資金にあてるために行われる贈与で、受贈者1人あたり1000万円までは非課税となります。ただし、教育資金一括贈与と同じく、目的外使用部分には贈与税がかかります。

「暦年贈与」と「相続時精算課税」以外の制度は2019年3月までの期限があります。これを機に「生前贈与」について考えてみてはいかがでしょうか。

年末年始休みのお知らせ

下記日程にて年末年始休みをいただきます。よろしくお願いたします。

休業日：12月26日(土)～1月4日(月)

(新井 記)